

育まち自治会助成金支給規定

第1条（趣旨）

この規定は育まち自治会エリアにある、政治・宗教・反社会的・営利を目的とする団体

を除く各種団体のうち、助成の対象となる団体に支給する助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（助成金の支給対象）

この規定に基づく助成金の支給対象は、老人会、子ども会、その他公共の福祉を目的と

する団体や会員相互の親睦を目的とする趣味の会とする。

- 2 前項1で規定された支給対象である団体は、育まち自治会会員が全構成員の半数以上であり、かつ育まち自治会会員が5世帯5名以上で構成されているものとする。
- 3 前項2の規定にかかわらず、総会で承認された場合はその限りではない。

第3条（助成金の支給額）

年間10万円を助成金支給額の限度とし、かつ構成員の育まち自治会員1世帯当たり年間3,600円を越さない金額を助成金の支給額とする。

第4条（申込方法）

助成を受けようとする第1条及び第2条で規定された支給対象となる資格を持つ団体は、所定の申込書に必要事項を記入の上、指定された資料を添付して申し込むものとする。

第5条（申込期限）

前条の申込みの期限は、毎年助成金公募の公示後1か月以内で、通常総会の2か月以上前を期限とする。

第6条（支給対象期間）

助成金支給の対象となる期間は、支給決定の日から1年とする。

第7条（支給の決定）

助成金支給の決定は、総会での予算承認によって決定するものとする。

第 8 条（助成金支給方法及び支給日）

助成金の支給方法及び支給日は、役員会で決定するものとする。

第 9 条（決定の通知）

助成金の支給が決定したときは、会長が速やかに申込者に通知する。

第 10 条（報告の義務）

助成金を支給された者は、1 年間の対象期間終了後 2 か月以内に対象期間の活動報告及び決算の報告を育まち自治会に書面をもってしなければならない。

第 11 条（助成金の決定の取消、中止及び返還）

助成金の支給を受けたものが、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、育まち自治会は助成金の支給決定を取り消し、支給を中止し、又はす

で支給した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により、助成金の支給を受けたとき。
- （2）第 10 条に定める報告を行わないとき。
- （3）第 10 条に定める報告に関し、不正又は虚偽の報告等を行ったとき。
- （4）助成金の支給に際に付した条件に違反したとき。
- （5）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団あるとき又は暴力団と関係があるとき。
- （6）前各号の他、育まち自治会の助成金の目的に照らして著しくふさわしくないものと役員会が認めたもの。

第 12 条（実施細目）

この規定の実施について必要な事項は、別に役員会にて定めるものとする。

第 13 条（規定の改正）

この規定の改正については、役員会の決議によって改正するものとする。

附則

- 1 この規定は 2019 年 1 月 1 日から施行する。